

改正育児介護休業法の ポイントと実務対応

本年6月3日、改正育児介護休業法が成立し、「男性の育児休業取得促進のための柔軟な育児休業の枠組みの創設」や「育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び個別の周知・意向確認措置の義務付け」などが定められ、令和4年4月1日より順次施行されることとなります。

そこで今回は、新潟労働局の担当官を招き、最新の情報を基に支部セミナーを開催することといたしました。多数のご参加をお待ちしております。

CONTENTS

1. 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設
2. 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
3. 育児休業の分割取得
4. 育児休業の取得の状況の公表の義務付け
5. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
6. 育児休業給付に関する所要の規定の整備（雇用保険法）
7. その他

開催日時	令和3年12月2日（木） 14時00分～15時30分	
会場	経協会館3階ホール（新潟県経営者協会）新潟市中央区川岸町1-47-3	
講師	新潟労働局 雇用環境・均等室 担当官	
定員	40名 (定員に達し次第締め切らせていただきます。)	
受講料	会員	無料（1会員2名まで） (3名以上は1名につき 2,000円(消費税込)を当日現金で申し受けます。)
	会員外	1名 2,000円（消費税込） (当日現金で申し受けます。)

申込方法	下記申込書にて FAX (025-267-2310) または ホームページ (http://www.niigata-keikyo.jp) よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。
申込締切日	令和3年11月25日(木)
備考	駐車場がございませんので、公共交通機関などでお越しください。
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL (025) 267-2311

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025) 267-2310

下越支部人事労務セミナー申込書 (12/2)

会社名		
所在地	(〒)	
ご担当者	お名前	所属・役職
連絡先	TEL:	FAX:

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

受講料のご送金方法 (下の□に☑チェックしてください)

銀行振込 その他 請求書 要 不要

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナー内容および講演会、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはありません。